

公園使用料及び公園占用料の還付事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市都市公園条例（以下、「条例」という。）第18条第1号にある「使用者又は占用者の責めに帰することのできない理由により、その使用又は占用が不能となった場合」及び同条第2号「使用開始前に使用の取止めを申し出て、相当の理由があると認められるとき。」についての基準を明確にするとともに、還付する額の算出方法について定めるものとし、以て還付事務の効率化と適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 条例第18条第1号にある「使用者又は占用者の責めに帰することのできない理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 台風、地震等の自然災害による場合
- (2) 許可日において大雨警報等、使用又は占用を中止すべき災害情報等が出され公園管理者が使用の中止を要請した使用又は占用
- (3) 公の行事に使用する等、公園管理者の責めによる場合
- (4) 公共交通機関の遅延等により使用ができなくなった場合

2 条例第18条第2号にある「使用開始前に使用の取止めを申し出て、相当の理由があると認められるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 感染症の流行等により、イベント 자체を自粛する場合
- (還付の額)

第3条 条例第18条但し書きの規定により還付する場合の還付額は、次の各号によることとする。

- (1) 1日当たりの使用料等を徴収している場合は、還付対象日数に1日当たりの許可使用料等の額を乗じて得た額とする。

- (2) 1月当たりの使用料等を徴収している場合は、還付対象月数に1月当たりの許可使用料等の額を乗じて得た額とする。
- (3) 還付対象日数又は月数は、1日については、全日で使用がないこと、1月については、対象となる月の全ての日で使用がないことを以て1日及び1月とする。
- (4) 1月当たりの使用料等を徴収している場合において、前条の事由が発生している期間が月の初日から始まるとき以外のとき、又は月の末日に終わるとき以外のときは、その月分のすでに徴収した使用料等に係る還付額は、1月を30日として日割りをもって計算する。

(使用料・占用料の還付)

第4条 前2条の規定により使用料・占用料の還付を受けようとする者は、公園使用料・占用料還付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用料・占用料還付の通知)

第5条 市長は、第3条により決定した額を還付するときは、公園使用料・占用料還付通知書(様式第2号)により申請者に通知し、通知した日の翌日から起算して30日以内に還付するものとする。

(補則)

第6条 前各条の規定によらず、市長が特に認める場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。